

平成31年第2回宇佐市教育委員会会議録

平成31年2月14日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教育長 竹内 新
教育長職務代理 河野 浩一
委員 古里 万里子
委員 佐藤 修水
委員 松永 建比古

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員
教育次長兼社会教育課長 佐藤 良二郎
教育総務課長兼図書館長 出口 昭子
学校教育課長 竹下 富美子
学校教育課担当職員
学校給食課長 久井田 裕

- ・本会議の書記
教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

- 議第 9号 平成31年度教育委員会の基本方針等（案）について
（各課）
- 議第10号 平成30年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）
について（各課）
- 議第11号 平成31年度教育費一般会計当初予算（案）について
（各課）
- 議第12号 指定校変更について
（学校教育課）
- 議第13号 史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について
（社会教育課）
- 議第14号 宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱について
（図書館）

◎追加議案

議第15号 「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」について
(図 書 館)

議第16号 小規模特認校就学申請について
(学校教育課)

議第17号 指定校変更について
(学校教育課)

◎報告事項

(1) 専決処分について (図 書 館)

(2) 3月の行事等の予定について (各 課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長 平成31年第2回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
平成31年第1回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 議第9号平成31年度教育委員会の基本方針等(案)について、
各課に説明を求める。

教育次長 議第9号平成31年度教育委員会の基本方針等(案)について、
詳しい内容につきましては先日の総合教育会議や勉強会で説明
や意見交換をいたしましたので、主なポイントだけご説明させ
ていただきます。3Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、ご意見等ありませんか。
委 員 先日の総合教育会議の時に、基本方針を作り変えていく際に、
今の社会情勢などを敏感に察知して、作り上げていくことが望
ましいのではないかと申し上げました。学校教育を一つとって
も、以前PTA等で私が学校に行っていたときに、校長先生が、
私たち教員はどちらかというと社会情勢に疎く、あなたたち
の方がよく社会のことは知っているだろうと言われていたこと
がありました。学校教育等にとっては、絶対的に多くの子どもと接
する最前線にいるのは先生方になります。保護者にしても自分
の子どものことしかわからないし、教育委員会にしてもワンク
ッション置いて、実際の現場の報告を受けるようなかたちで子

どものことを知るわけですね。実際の現場の最前線で多くの子どもと接するというのは先生方になる訳で、先生方が一番社会の情勢に敏感でなければいけない。こういった基本方針をどんどん更新していくときに、その現場の最前線で働いている先生方の情報を組み入れるところが非常に大きいのではないかなと思います。当時の校長先生の発言を思い出したので、今お話しさせていただいたのですが、本当に敏感に子どもたちの動向・様子を感じ取っていただきたいなと思います。そういうことで基本方針ができてくるのではないかなと思いました。社会情勢がわかれば、5年前の家庭状況と今の家庭状況とは変わってきているかもしれませんので、そういったところを敏感に察知しながら、こういった教育基本方針というのが出来上がっていければいいなという要望です。

教 育 長 現場の先生方ももちろん、日々の情勢にも敏感になるため、保護者、地域、関係機関と連絡を取りながら、連携を保ちながら、その発言をされた先生がいつごろの御経験を基におっしゃられているかというのはありますけども、少し前よりも現在の先生方は敏感になられているのではないかなと思います。

他に意見等ありませんか。

異議がないようですので、議第9号平成31年度教育委員会の基本方針等（案）につきましては、承認し、次に議第10号平成30年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）について、各課に説明を求める。

教 育 次 長 議第10号平成30年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）について、ご説明します。31Pをご覧ください。（詳細は議案に記載）

教 育 長 何か、質問等はありませんか。

委 員 58Pの10款5項8目の平和ミュージアム費についてです。こういう経済情勢によって、入札不調となり、3月補正で減額することになった訳ですが、これには財源がついていて、国・県等から、今回4,800千円ほど充当されていますが、これが来年、再来年になって建設時期が下がった場合、今後、国・県の方が補助を採択可能なかどうか、すこし心配なのですが。

社会教育長 この充当されているものについては、地方創生推進交付金が主なものでありまして、建設費につきましては、合併特例債になります。あとは基金がございまして、地方創生推進交付金は2分の1くらいになります。ただし、その交付金はハード事業とソフト事業では、つく、つかないがあります。

委員 合併特例債は、いつ頃まで可能なのですか。

教育次長 5年間延びたようです。平成36年まで可能です。

教育長 他に、ご意見等ありませんか。

委員 宇佐小のプールの入札不調についてですが、今後の見通しとして、来年度はどうなりますか。

教育総務課長 結局6月補正で挙げる予定にしておりますが、今年の夏はプールの授業には間に合わないのです。予定を前提に話をさせていただきます。議決できましたら、工事の準備をスタートさせまして、実際始められるのは今年の秋ぐらいからです。再来年の夏には新しいプールになる予定です。

教育長 他に、ご意見等ありませんか。

委員 例えば、入札不調になった場合、学校施設とか設備のアセットマネジメント（資産管理）は全部ずれてしまうのでしょうか。例えば、プールの改修が順番で決まっていたのに、一つの学校がずれると全部ずれてしまうのか。もしくは改修の最終年度が決まっていれば、遅れた改修分も含めて、一度にやってしまうのか。

教育総務課長 その辺のスケジュールについては、確認しておりませんでした。が、だいたい年度ごとにできる範囲というのが、当課の建築スケジュールで決まっていると思います。今、手持ちの工事もかなりありまして、材料費とかの高騰もありますので、来年度に再度積算をやり直しということになります。ですので、予算付けも見直しをかけることになると思います。ただ、今の状況をみてみますと、材料費の高騰それ自体が実勢価格に追いついていない可能性もあると思っていますので十分情報を調査しながら進めたいと思っています。

委員 乖離があるのですね。一番気になるのは、地域の行事等で学校設備を使わせていただくことがあり、老朽化などは皆さんが知っています。それで改修ができるようになりましたとなっても、入札不調があると、どうして改修できないのと地域の方から声がでるので、なにか地域の方にご説明していただけると助かります。

教育総務課長 プールなどは、結局夏場の3カ月くらいしか使用しないものなので、どうしても劣化と言うか、老朽化が早く進みやすいというところがあります。1年は先に延びますけども、その先にきちんとしたものを作っていきたいと思っています。

教育長 他にご意見等ありますか。

ないようですので、議第10号平成30年度教育費一般会計補

正予算（第6号）（案）については、承認し、次に議第11号平成31年度教育費一般会計当初予算（案）について、各課に説明を求める。

教育次長 議第11号平成31年度教育費一般会計当初予算（案）について、ご説明いたします。60Pをご覧ください。
（詳細は議案に記載）

教育長 何か、ご意見等はありませんか。

委員 61Pのスクール・サポート・スタッフ配置事業について、人員がどれくらいで、サポート内容がどういったようなことを考えているのか教えてください。

学校教育課長 スクール・サポート・スタッフについては、県の事業として今年度すでに3名配置されていまして、県の雇用事業として始まっておりますので、国が3分の1、県が3分の2ということで、市からの持ち出しはありません。現在配置している3名の役割としては、教員免許などは持っておりませんので、学習プリントの印刷や、教員の業務を手助けするという役割で行っていただいています。現在は配置している学校については、年度当初に配置を希望する学校ということで、その理由と希望書を出していただいて、こちらの方で選定をして、柳ヶ浦小、駅館小、院内中に1名ずつ配置しております。来年度も事業は続いておりますので、そのようなかたちで実施していきたいと思っております。

委員 関連して、教育事業を推進するためには、どうしても職員体制の充実というのが大事だと思います。そういった意味で予算を確保するために、努力し、ようやく議会で承認され、予算として確保できるわけですが、ただ予算として確保できたにもかかわらず、人員確保できなかったということで、3月議会で減額補正をするということを見てきたわけですね。例えば、学校教育課で言えば、教育支援員、多人数学級の関係などの人員を補充するために努力していると思っておりますし、あるいは社会教育課でも文化財調査の関係で人員を確保できずに減額補正をしている状況です。その人員確保はなぜ、難しいのか。その主な要因があれば、教えてほしいのですが。

教育長 それは、それぞれの課で実情が違うと思っておりますので、順番に学校教育課から、説明願います。

学校教育課長 やはり習熟度学級や多人数学級は教員免許が必要になるのですが、全国的に教員を目指していく人員がなかなか増えていかない、逆に減っているということが要因の一つだと思います。また、免許更新制度があり、免許は持っているが更新していない

方々も多くいらっしゃり、そういった方々は雇用することはできないので、そういった要因もあるとは思っています。

委員 教員の退職者は少ないのですか。

学校教育課長 教員の退職者は多くなっていて、定数がありますので、その分を埋めるために県費での雇用に入りますから、そちらに必要な人数が雇用され、市費で雇用する人数も減ってくると思っています。全体的に人員がいない状況ですね。

委員 全体的に雇用する人が少なくなっているということですね。
教育長 補足しますと、それまでは教員試験に合格する人数が少なく、大量退職の時代を迎えて、合格しやすくなっているみたいです。これまで、受験し続けていて、正式な教員になっていない方が一定数いたのですが、そういった教員になってくれる予備軍の方々がいなくなってしまう状況だということをご理解いただきたいと思います。教員の仕事が大変だという話も、社会的にだいぶ広まってしまったこともあります。それでは、次に社会教育課から、説明願います。

社会教育課長 文化財の専門知識を有した方ということで募集しておりますけども、これは大学で考古学を専攻した人、要は発掘調査及び報告書作成の業務に携わったことがある人、厳密にはそこまでの要件には謳ってないのですが、そのような人を募集しております。しかし、そもそもそういった経験をお持ちの方がいないというのがひとつあります。近くでは、別府大学に文化財学科があり、卒業生を輩出しています。応募がないのは、宇佐市の雇用制度が臨時・非常勤職員という扱いであることも一因と思われます。他の自治体では、長期の嘱託職員ということで、待遇面が全然違います。そのようなことから、宇佐市での雇用が難しくなっている面があります。過去に宇佐市での採用が決まっていたにもかかわらず、別の自治体にも合格して、勤務条件のよいそちらの自治体にいったということがありましたので、待遇改善をしないとなかなか人が集まらないというだろうと思います。

委員 なかなか厳しいですね。

教育長 なかなか集まりにくい事情がそれぞれあるのかなと思います。他には、ご意見はありませんか。

委員 今までとは違った「働き方改革」というものが入ってきて、いろんな仕組みが変わるのですが、主に学校現場でそれに対する対策など、なにか総合的にする予定はありますか。

学校教育課長 スクール・サポート・スタッフ、学校教育支援教員、部活動指

導員の配置などが働き方改革に関わる対策になると思います。それは国・県の事業に含まれております。教職員の長時間勤務というのが非常に大きな課題であり、長時間労働を削減していくために、まずはどれだけ長時間労働をしているかということを中心に把握するということの徹底はしていき、それを自分自身、学校全体としても客観的なデータで把握をしながら、そこからどのように改善していくかというのは、校長先生のリーダーシップの中でカリキュラムの組み方とか、どの業務を優先的にやっていくかというようなことを個人のレベルではなく、学校全体で考えていくような見直しをはかっていきたいと思います。ということで校長会の中でお話をしています。

委員 スクール・サポート・スタッフが平成30年度、31年度が同じ3名というのがすごく気になります。逆に言うと、教員免許がない人を雇用ということなので、コピーなどの雑務が仕事になると思います。教材などを作るのは、おそらく先生の仕事なので、この人数で対応できるのかなと思います。確か、昨年お話をきいたときに初めての事業なので、とりあえずスタートしてみますということだったと思うのですが、31年度も同数の雇用なのでこれで改善できるのかなということが気になったので、ご質問しました。

学校教育課長 おっしゃる通りだと思います。県の方には、とりあえず1名増ということで要望はしていたのですが、増員はできないという回答で、31年度も3名でということになりました。

委員 結局トータルすると、雇入れようとしてもこうなる、サポートを頼もうとしてもそれに対応できなくなったときに、改革ってできるのかなとすごく心配なんですよね。私も、昨年大阪で行われた教育委員の講習会に出席させていただいたときに、テーマが「働き方改革を目指して」でした。まずどこも戸惑いがありつつも、なにかしようという取り組みをされているような状況なのですが、ちょっとこれではペースが遅いなど、現場はこれでは追いついていないのではないかなと心配しています。

学校教育課長 現場の声としても、スクール・サポート・スタッフが配置された学校は非常に助かっているという声は届いています。また反面、複式授業の改善や、多人数とかの改善も必要という声も大きくて、その狭間の中で非常に苦しいという形になっています。枠があっても、先ほどのように免許を持っている人がいないという状況の中で、スクール・サポート・スタッフのようなものに移行ということも先々は考えなければならないのかなと

私自身は考えております。どちらも要望がある中で、非常に苦しい状況ですね。

教 育 長

私からも、学校教育支援教員等配置事業についてですが、昨年度、これは特別支援教育支援員、多人数学級支援教員、習熟度別学習指導教員というふうに別々の事業として扱っていました。特別支援教育支援員は免許が必要ないので、雇用しやすい、その一方で、多人数、習熟度は教員の免許が必要ですから、昨今の状況では人が集まらない。とりあえず、一つの事業に寄せてはいるのですが、まだちょっと改善が道半ばにあるなかで、お金の出どころが違うものですから、一方が足りなくても他方から流用するというのが難しい状況です。その辺りを引き続き見直していけば、多少は改善できるのかなと思います。その方向で考えています。

委 員

小学校では、発達の気になる子どもが増えて、対応が多岐にわたっていると思います。支援員が一人いても対応できない学級もかなりあるのではないかなと思います。多人数や習熟度とか、授業をするととなかなか人員の確保が厳しいところもあるけども、特別支援教育の支援員は免許がなくてもという部分があるので、できるだけそこからでも人数を増やしていけば、現場が相当助かるのではないかなと思います。先生たちはどういふふうに対応していけばいいのかという悩みが多いかなと思うので、カウンセラーやソーシャルワーカーなど、専門で要望すれば親身に対応してくれる人数の方がいてくれればと思っています。家庭との連携とか、そういった部分のところが改善されるとずいぶんやり易くなるのではと思います。

教 育 長

おっしゃることはよくわかります。効率よくやっていきたいなと常々思っております。他に、ご意見等はありませんか。ないようですので、議第11号平成31年度教育費一般会計当初予算（案）については、承認し、次に議第12号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第12号指定校変更について、ご説明いたします。118Pをご覧ください。

今回は新小学校1年生2人、新小学校3年生3人、新小学校4年生1人、新小学校6年生3人、新中学校2年生1人、新中学校3年生1人、計11人の指定校変更についてでございます。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うこととなります。

（変更理由については議案に記載）

- 教 育 長 番号1、2、5、6、8、9、10については、放課後の監督者不在が申請理由になっているので、承認ということでよろしいでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 教 育 長 次に番号3についてですが、部活動を申請理由にするものですので、これについても承認ということでよろしいでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 教 育 長 次に番号7についてですが、自宅を新築予定という申請理由ですので、承認ということでよろしいでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 教 育 長 次に番号4についてですが、兄弟を申請理由にするもので、これまでも同様の理由で承認してきたものですので、承認することとします。最後に番号11についてですが、申請理由に不備があるので、一旦保留にし、申請理由を保護者の方に確認していただき、再度申請していただいたほうがよいと思います。番号11については、そういった流れでよいでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 教 育 長 では、議第12号指定校変更については、1件を保留した上で承認し、次に議第13号史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。
- 社会教育課長 議第13号史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について、ご説明します。121Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か、意見等ありませんか。
ないようですので、議第13号史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱については、承認し、次に議第14号宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱について、図書館に説明を求める。
- 図 書 館 長 議第14号宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱について、ご説明します。122Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か、ご意見等ありませんか。
ないようですので、議第14号宇佐市子ども読書活動推進計画策定委員の委嘱については、承認し、次に追加議案の議第15号「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」について、図書館に説明を求める。
- 図 書 館 長 議第15号「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」について、ご説明します。追加議案の2Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問はありませんか。
ないようですので、議第15号「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」については、承認し、次に議第16号小規模特認校就学申請について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第16号小規模特認校就学申請について、ご説明いたします。
4Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 西馬城小の来年度新入学生は何人くらいですか。
学校教育課長 このお子さんを含めなければ、31年度の新入学生は3人です。
教 育 長 何か、ご意見等ありませんか。補足しますと、小規模特認校の就学実施要綱というものがあまして、その第1条の趣旨の中で、「緑豊かな自然環境に恵まれる小規模校で、心身の健やかな成長を図り、体力づくりを目指すとともに、自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者及び児童に対して～」ということであります。これに照らして、ご判断していただくこととなります。

ほかに、質問はありませんか。

ないようですので、議第16号小規模特認校就学申請については、承認し、次に議第17号指定校変更については、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第17号指定校変更について、ご説明いたします。

(議案は詳細に記載)

教 育 長 申請理由が部活動を理由としているものですので、承認してもよいでしょうか。

委 員 異議なし。

教 育 長 続きまして、報告第1項専決処分書について、図書館に説明を
求める。

図 書 館 長 専決処分書について、ご説明いたします。123Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。ないようですので、次に報告第
2項3月の行事予定について、各課に説明を求める。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、質問等はありませんか。ないようですので、次回教育委
員会の日程について。

事 務 局 次回教育委員会の日程についてですが、3月28日木曜日午後
2時から教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが、如

何でしょうか。

教 育 長 3月28日木曜日午後2時からでよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

教 育 長 異議がないので、次回の教育委員会は3月28日木曜日の午後
2時00分から、教育委員会2階会議室で開催します。

教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第2回宇佐市教育委員会の閉会を告
げる。

(閉会 午後4時58分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。